

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生活支援課
処分の名称	保護の開始の申請に対する処分、変更の申請に対する処分
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	生活保護法第24条第1項・第9項
基準規定	
審査基準	<p>次の通知に定められる基準により判断し、決定する。  生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）</p>
標準処理期間	14日
備考	生活保護法第29条の2 周南市生活保護法施行細則

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生活支援課
処分の名称	就労自立給付金の申請に対する処分
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	生活保護法第55条の4
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。 生活保護法による就労自立給付金の支給について（平成26年4月25日社援発0425第3号）
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生活支援課
処分の名称	中国残留邦人等への支援給付
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条
基準規定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令本則 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則本則
審査基準	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則 規定は略
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生活支援課
処分の名称	職権による保護の開始及び変更
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	生活保護法第25条第2項
基準規定	
審査基準	次の通知により定められる基準により判断し、決定する。生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）
標準処理期間	14日
備考	生活保護法第29条の2 周南市生活保護法施行細則

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生活支援課
処分の名称	進学・就職準備給付金の支給
処分権者	福祉事務所長
根拠規定	生活保護法第55条の5第1項
基準規定	
審査基準	次の通知に定められる基準により判断し、決定する。生活保護法による進学・就職準備給付金の支給について（平成30年6月8日 社援発0608第6号）
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	生活支援課
処分の名称	生活困窮者住居確保給付金の支給
処分権者	市長
根拠規定	生活困窮者自立支援法第6条第1項
基準規定	
審査基準	次の通知により定められる基準により判断し、決定する。生活困窮者自立支援法制度に係る自治体事務マニュアル（平成27年3月27日社援発0327第2号）（令和5年3月31日社援発0331第37号）
標準処理期間	
備考	